

東京都廃棄物審議会

(第27回)

速記録

令和4年12月16日

東京都環境局資源循環推進部

(午前 10時03分 開会)

○堀計画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから東京都廃棄物審議会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の堀でございます。

本日は、委員の改選後、最初の審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

審議会の開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。本審議会はWEBで行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。御発言の際には、挙手機能またはチャット機能を使って発言したい旨をお伝えください。会長から順番に指名いたしますので、指名されたら御自身のカメラ及びマイクをオンにし、まずお名前をおっしゃってから、御発言をお願いいたします。なお、カメラについては可能な範囲で結構でございます。発言が終わりましたら、マイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。

本日は、現時点で13名の委員に御出席をいただいております。臨時委員も含めた委員総数23名の過半数に達しております。東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に規定しております定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただければと思います。資料のほうは事前にお送りさせていただいているかと思っておりますけれども、次第の下半分に記載がございますので、不足等ないか念のための御確認をお願いいたします。資料の不足等がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

会議の公開についてでございますけれども、本審議会と同運営要綱第9第1項の規定に基づき、WEB上ではございますが、公開といたしますので、御承知おきください。

それでは、委員の皆様を御紹介させていただきます。事前に配付いたしました資料1の審議会委員名簿を御覧ください。

時間の都合により、お名前だけの御紹介とさせていただきます。

まず、天野委員でございます。

○天野委員 よろしくお願ひします。

○堀計画課長 続いて、大石委員でございますが、本日は欠席でございます。

岡山委員でございます。

○岡山委員 よろしくお願ひいたします。

○堀計画課長 続いては、蟹江委員でございますけれども、本日は御欠席でございます。

続いての鬼沢委員におかれましても、本日御欠席となっております。

続いて、後藤委員でございます。

○後藤委員 よろしくお願ひいたします。

○堀計画課長 続きまして、斉藤委員、櫻田委員におかれましては、本日御欠席となっております。

続きまして、佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続いて、澁谷委員でございますけれども、まだちょっと確認がとれておりませんが、御出席予定と伺っております。

続きまして、日本チェーンストア協会環境委員会の鈴木委員でございます。

○鈴木（隆）委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続いて、一般社団法人東京都産業資源循環協会の鈴木委員でございますけれども、本日は欠席となっております。

続きまして、高崎委員でございます。

○高崎委員 高崎です。今日はよろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続いて、臨時委員でございます高田委員でございます。

○高田委員 高田です。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続いて、田崎委員でございます。

○田崎委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続いて、多島委員でございます。臨時委員でございます。

○多島委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続いて、戸部委員でございます。

○戸部委員 戸部でございます。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続いて、西川委員でございますけれども、本日御欠席でございます。

次に、平湯委員でございます。

○平湯委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続いて、宮脇委員、村上委員におかれましては、本日御欠席となっております。

次に、森臨時委員でございます。

○森委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○堀計画課長 森本委員でございます。

○森本委員 森本です。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続きまして、本日出席しております東京都の幹部職員を紹介させていただきます。

環境局長の栗岡でございます。

○栗岡環境局長 栗岡です。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 資源循環推進部長の志村でございます。

○志村資源循環推進部長 志村です。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 資源循環技術担当部長の風祭でございます。

○風祭資源循環技術担当部長 風祭でございます。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 資源循環計画担当部長の村上でございます。

○村上資源循環計画担当部長 村上です。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 資源循環計画担当課長の荒井でございます。

○荒井資源循環計画担当課長 荒井でございます。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 資源循環調整担当課長の山田でございます。

○山田資源循環調整担当課長 山田です。よろしくお願いいたします。

- 堀計画課長 資源循環推進専門課長の古澤でございます。
- 古澤資源循環推進専門課長 古澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 一般廃棄物対策課長の海老原でございます。
- 海老原一般廃棄物対策課長 海老原でございます。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 埋立調整担当課長の久保田でございます。
- 久保田埋立調整担当課長 久保田でございます。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 産業廃棄物対策課長の間瀬でございます。
- 間瀬産業廃棄物対策課長 間瀬です。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 産業廃棄物技術担当課長の加納でございます。
- 加納産業廃棄物技術担当課長 加納です。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 不法投棄対策担当課長の山内でございます。
- 山内不法投棄対策担当課長 山内です。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 最後になりますけれども、私、計画課長の堀でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に局長から一言御挨拶を申し上げます。

- 栗岡環境局長 皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多忙の中、お時間を頂戴し、感謝申し上げます。本日は、第8期東京都廃棄物審議会の第1回目の開催となります。新たに委員に加わっていただいた皆様におかれましては、都の資源循環廃棄物処理行政に様々な角度から御提言を賜りますようお願い申し上げます。また、7期より引き続き、委員をお引き受けいただきました皆様におかれましては、昨年9月、東京都資源循環廃棄物処理計画の改定について闊達な御意見をいただき、御答申をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。引き続きの御指導、御鞭撻のほどお願いいたします。

さて、都は昨年の答申を受けまして改定した東京都資源循環廃棄物処理計画に基づき、2030年度のあるべき姿の実現に向けて様々な施策を展開しているところでございます。プラスチック対策につきましては、本年4月から施行されたプラスチック資源循環法を踏まえまして、新たなビジネスモデルの創出なども含め、施策の具体化に取り組んでいます。

また、食品ロスにつきましては、消費者の行動変容に向けた普及啓発を行っているほか、防災備蓄食品等のマッチング、冷凍技術等の最新技術の活用などによりまして、食品ロスの削減への取組を行っているところでございます。

さらに、昨今では、従来の資源循環に加えまして、脱物質化や資源ロスの最小化、バイオマス資源の持続可能な利用等を含めた幅広い取組が求められてございまして、サーキュラーエコノミーの構築に向けた施策を推進しているところでございます。都は2050年のCO₂排出実質ゼロに向けまして本年9月に東京都環境基本計画を改定し、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指すことを明らかにしているところでございます。

このレジリエントと大いに関係するのが災害廃棄物対策でございます。このたび、大規模な災害が起これば、膨大な廃棄物が発生し、一日も早く日常を取り戻すためには計画的な処理が必要となります。都は当審議会でも御議論いただき、平成29年6月に東

京都災害廃棄物処理計画を策定し、東京における災害廃棄物処理の基本的な考え方や方向をお示しいたしました。策定から5年以上が経過しましたが、この間、台風等の被害を受けた被災地への支援で得られた経験やノウハウが蓄積したことに加えまして、今般、首都直下地震の被害想定の見直しも行われました。この機に災害廃棄物処理計画を見直したく、本日、審議会に諮問させていただくことになりました。委員の皆様方におかれましては、大変御多忙とは存じますが、専門的な御見地から災害廃棄物処理計画の見直しにつきまして、御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○堀計画課長 先ほど委員御紹介の際に、まだ確認されておりました澁谷委員が御参加いただきましたので、御紹介させていただきます。澁谷委員、よろしく願いいたします。

○澁谷委員 渋谷です。よろしく願いします。

○堀計画課長 それでは、これから議事に入らせていただきます。

まず、会長の選出でございますが、運営要綱第5第1項の規定によりますと、会長は委員の互選によることとなっております。委員の皆様から御意見を頂戴したいと思いますが、推薦等はございますでしょうか。

○佐藤委員 佐藤でございます。

森本委員を推薦いたします。

○堀計画課長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

ただいま森本委員を推す声が上がりました。御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○堀計画課長 特に御異議ないようですので、森本委員に会長をお願いしたいと存じます。森本委員、よろしく願いいたします。

○森本会長 はい、森本です。よろしく、大変微力ではございますけれども、全力で取り組んでいきたいと思っております。私自身、東日本大震災、熊本の震災、そして広島に災害に関わらせていただきました。その際に自治体間の連携というものを、まさに現場で見せていただいて非常に感銘を受けたところです。最近、熊本が震災後5年たち復興再生のイベントがあり、お招きいただきました。そのときに自治体間の絆というんですかね、そのときに来ていただいた自治体の方との連携が非常に素晴らしいなと思えました。今回、東京で震災があったときの災害計画ということでございますので日本の中心、あるいは世界の中心でもある東京として、また、都民にとってとても重要な計画づくりだと思います。先生方もよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○堀計画課長 森本会長、ありがとうございました。

それでは、以降の進行については森本会長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○森本会長 それでは、委員の皆様、よろしく願い申し上げます。

まず最初に、会長の最初の仕事としまして、会長代理を指名させていただきたいと思っております。運営要綱第5第3項で会長に事故があるときは、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するというふうに規定しております。

つきましては、宮脇委員に会長代理をお願いしたいと思います。皆様、御承認いただけますでしょうか。

○佐藤委員 佐藤です。

承認します。

○森本会長 ありがとうございます。

皆さん、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○森本会長 はい。それでは、宮脇委員に会長代理をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事の(2)に入りたいと思います。本日はこの審議会に対しまして、知事から諮問がございます。諮問の趣旨について事務局より説明をお願い申し上げます。

○事務局 それでは、諮問の趣旨につきまして、資料2に基づき、御説明をいたしたいと思います。

まず、諮問の趣旨でございます。

現行の東京都災害廃棄物処理計画は、2017年、平成29年の6月に策定して5年が経過したところでございます。この間、大型台風による被害が発生していること、それから、本年、首都直下地震等における被害想定の見直しが行われたということから、本計画の改定について諮問をさせていただくというものでございます。

その際、検討していただきたい事項として、2点ほど挙げさせていただいております。

災害廃棄物処理計画を実効あるものとするために、東日本大震災をはじめとする各地の自然災害に伴う災害廃棄物の処理の経験、これらから得られた教訓やノウハウを踏まえて、一つ目といたしましては、風水害等による災害に伴う災害廃棄物処理のあり方、二つ目といたしましては、災害廃棄物処理計画の更なる実効性向上に向けた具体的な方策、これらについて御検討いただきたいというふうに存じます。

背景のところでございますが、2017年の計画の策定以降、2018年には西日本豪雨、それから2019年には台風15号、19号が連続して上陸したというようなことがございました。これらに伴う風水害により、発災後の早い時期に排出される片付けごみへの対応でありますとか土砂混じりの廃棄物の処理等について、現行計画では必ずしも十分に対応できない部分というのが判明したところでございます。

加えて、地球規模での環境問題、とりわけ気候危機が今後、一層深刻化するというふうに見込まれておりますけれども、これに伴い、大規模な風水害が発生するというふうに想定をされております。つきましては、早期に風水害に伴う廃棄物処理のあり方を検討する必要があるということでございます。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質疑等ございますでしょうか。

(なし)

○森本会長 よろしければ、環境局長から諮問を受けさせていただきたいと思います。

○栗岡環境局長 それでは、東京都廃棄物条例第24条第2項の規定に基づきまして、下記の事項について、東京都廃棄物審議会に諮問する。

東京都災害廃棄物処理計画の改定について。

令和4年12月16日。

東京都知事、小池百合子。

よろしく申し上げます。

○森本会長 よろしく願いいたします。

(諮問手交)

○堀計画課長 それでは、大変恐縮ではございますけれども、局長につきましては、本日、公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

○栗岡環境局長 よろしく申し上げます。失礼いたします。

(栗岡環境局長 退席)

○森本会長 それでは、議事の(3)に移りたいと思います。

災害廃棄物処理計画の進捗状況について、事務局から報告をお願い申し上げます。

○事務局 それでは、資料4、それから資料5に基づき、進捗状況について御説明をいたしたいと思います。

まず、資料4を御覧いただければと思います。

東京都災害廃棄物処理計画の概要につきまして、まとめさせていただいております。

1の計画の目的でございます。

一つ目、首都直下地震をはじめとする災害に伴い生じた廃棄物、いわゆるこれらを「災害廃棄物」というふうに申しますが、これらの処理体制を確保するということ。それから、適正に処理するということにより、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止すると。それとともに、早期の復旧に、貢献する等を目的としてございます。

二つ目といたしましては、計画の策定を通じまして、発災後に想定される事態を平常時にあらかじめ想定をしておく。これらによって、発災初動期の混乱を最小化をするというような狙いがございます。

二つ目でございます。

計画の位置付けです。

東京都における廃棄物処理、リサイクルのマスタープランに当たる「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、この前の計画は2016年3月に策定しておりますが、この中で災害廃棄物を適正に処理するために計画を策定するというふうに位置づけてございました。それから、国の法律及び指針を踏まえて、なおかつ東京都地域防災計画との整合を図り、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方や廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法などの基本事項を規定するというようなものでございます。

具体的には、図1のところを御覧いただければと思います。

図の真ん中下辺りに東京都災害廃棄物処理計画が位置づけてございますが、その上の左のほうには廃棄物処理法の体制、右のほうの青い字でございますが、災害対策基本法の体系というものがございます。災害廃棄物処理に当たっては、これら廃棄物処理、それから災害対策、両方の体制と整合を取る必要がございます。

それから、下を御覧いただきますと、区市町村においても、災害廃棄物処理計画を策定するというので、都の計画におきましては、国の制度との整合を図るということが一つ、それから区市町村の計画との整合を図るということが位置

づけられてございます。

次のページを御覧いただきますと、計画の対象でございます。

(1) のところでございますが、地震災害、風水害及び火山災害、これら自然災害を対象としておりますが、この自然災害で出てきた廃棄物、これを対象としてございます。具体的には、表1の赤枠内で囲っているものでございます。もう少し具体的に申し上げますと、被災した住民の排出する生活ごみでありますとか、一部損壊家屋から排出される家財道具、これらは「片付けごみ」と言いますが、それから被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物、それから被災施設の仮設トイレからのし尿。これが代表的なものであるというふうに考えてございます。

次のページを御覧いただきますと、計画の特徴でございます。

計画を策定するに当たりまして、どういう視点で計画を策定するのかということ、まず考えたところでございまして、まずは廃棄物の排出者であり、また被災者でもある都民の目線に立って、「安全で安心できる処理」、それから「復旧、復興に資する処理」、それから「持続性を確保できる処理」、この視点を重視いたしました。

これらの三つの視点を踏まえまして、表2に掲げてございますが、7つの基本方針というものを掲げてございます。

一つ目は計画的な対応・処理、二つ目がリサイクルの推進、三つ目が迅速な対応・処理、4番目が環境に配慮した処理、5番目が衛生的な処理、6番目が安全の確保、7番目が経済性に配慮した処理でございます。これら七つの中で最も基本となるのが、1番目の計画的な対応・処理でございます。やはり、膨大な廃棄物が発生するというところでございますので、計画的に処理を推進する必要があるということでございます。計画的な対応というものをベースに置いた上で、リサイクルでありますとか、迅速な対応、それから環境に配慮した処理というようなものを併せて行っていくというような考えでございます。

それから、(2) のところを御覧いただければと思います。

区市町村との役割分担でございます。

災害廃棄物は廃棄物処理法上、一般廃棄物に分類されることから、一般廃棄物の処理主体でもある区市町村が災害廃棄物処理の実施主体になります。それが区市町村と広域自治体として調整機能を果たす東京都、この役割を明確化するというところでございます。平常時から区市町村と都が災害に備えて連携して対応すべき事項を整理してございます。

また、発災後に取り組むべき事項につきましても、初動期、応急対策期、災害復旧・復興期のフェーズごと、主体ごとに整理をしてございます。

表3を御覧いただければと思います。

ここに各自治体の取り組むべき主な事項をフェーズごとに取りまとめてございます。平常時におきましては、区市町村では、まず災害廃棄物処理計画の策定でありますとか見直し、それから周辺自治体との共同処理体制の整備でありますとか、実務的な業務手順、様式等の整備、それから仮置場の選定、準備などが必要であるというふうに捉えてございます。

それに対しまして、東京都におきましては、右側に記載してございますが、区市町村処理計画の策定を支援するという、それから国でありますとか、都外の自治体、こ

れとの連携を強化する、もしくは、受援内容を整備するといったようなこと、言ってみれば、窓口機能を整理しているということでございます。それから、災害廃棄物対策に係る研修でありますとか訓練、これらの実施を行うというふうに整理をしてございます。

いざ発災をしたとなったときには、一番重要なのは初動期でございますが、初動期の区市町村の取組事項といたしましては、生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理でありますとか、公費解体の受付の準備でありますとか、仮置場の設置・運営、住民への広報、それから災害廃棄物処理をする実行計画を策定するということが必要になってございます。それに対しまして、東京都におきましてはその右側でございますが、都内における被災状況の集約でありますとか、受援体制の整備でありますとか、区市町村の処理実行計画の策定を支援するというようなことを規定してございます。

応急対策期におきましても、区市町村は、公費解体の受付、解体工事、それから仮置場の運営は必要になってきますし、東京都によっては、都外自治体、それから関係機関からの受援でありますとか調整、これらのものが必要であるというふうに整理をしてございます。

次、（３）でございます。発災後に都及び区市町村が備えるべき組織体制ということでございます。いざ発災をしたというふうになった場合には、処理の実施主体となるべき区市町村と東京都が互いにカウンターパートという位置づけになります。ですので、発災時における共通の組織体制を構築してコミュニケーションの円滑化を図るということを考えてございます。

具体的には図２でございます。それぞれ区市町村は区市町村での対策本部、東京都におきましては東京都の対策本部が立ち上がるというふうに想定をしておりますが、それぞれが総務でありますとか、受援、それから資源管理、処理に関する機能を持つということになると考えておりますので、それぞれが相互にコミュニケーションを円滑に図れるようなイメージをしてございます。

次のページを御覧いただきますと、一番上ですが、計画の実効性をさらに高めるため、区市町村で訓練や演習を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施することについても規定してございます。

次、（４）でございます。

発災後の受援内容です。

これまでの経験を踏まえまして、平常時から、発災後に備えて、都外自治体でありますとか、事業者団体の皆様、それから民間事業者の皆様、学識経験者などの皆様からの支援が様々寄せられるというふうに想定をしておりますが、各自治体の廃棄物処理に係る知識、経験に応じて受援内容を整理してございます。そのメニュー例を表４にお示ししてございます。

大きく知見に関する支援、資機材に関する支援、人員に関する支援に分類できるかというふうに考えてございます。具体的には、知見に関するものでは、総合調整でありますとか設計・積算、それから書類作成、このようなことが考えられます。それから、資機材に関する支援につきましては、収集運搬とか処分とか、当然車両でありますとか、重機でありますとかということも必要になってございます。それから、人員に関する支援では、仮置場の設置でありますとか、広報でありますとかということが必要になって

きます。被災をしたという場合には様々なことを同時並行的にやっていかなければいけないということでございますので、他県等から支援に来ていただいた場合にはこういうメニューを整理した上でお願いすることになるかというふうに考えてございます。

それから、（５）その他でございますが、仮置場の設置・運営でありますとか、都民への広報、それから都が区市町村から事務委託を受ける際の考え方の整理などについても規定してございます。それから、災害廃棄物発生量でありますとか、処理可能量、これらを推計する方法など、処理に必要な情報なども掲載してございます。

次のページを御覧いただきますと、こちら参考ということでございます。

計画策定当時の災害廃棄物発生量を推計してございます。一番大きな被害を受けるだろうと言われている首都直下地震、これは幾つか類型化しているわけですがけれども、ここには二つ掲載してございます。

一つは、東京湾北部地震でございます。

東京湾北部地震においては災害廃棄物が４，３００万トンほど出てくるだろうというふうに推計をしてございます。

それから、もう一つは多摩直下地震でございます。こちらは３，１００万トンほど発生するだろうというふうに推計してございます。

この４，３００万トン、それから３，１００万トンというのがどれぐらいの大きな数字なのかということ、少しイメージをつけていただくために参考までにこれまでの地震でどの程度出てきたかというものを下に記載してございます。

阪神・淡路大震災では大体２，０００万トン、それから東日本大震災ではこちらは津波堆積物が１，０００万トンほど出ておりますが、それを除くと大体２，０００万トン、熊本地震が大体３００万トンということでございまして、それらと比べてもかなり多量が出るというふうな見込みでございます。

次に、２として災害廃棄物処理の流れについて記載してございますが、基本方針にもありますが、膨大な災害廃棄物を処理する上でやはり可能な限りリサイクルを推進するということが非常に大事になってきます。リサイクルを推進するにはそれぞれの廃棄物の種類ごとにどういった形で分別をするのか。場合によってはどういう処理をしてどこに持っていくのかというようなことが非常に重要になってきますので、それらをあらかじめイメージをしていただくために一つの例として流れをお示ししてございます。

次のページを御覧いただきますと、各段階で取り組むべき事項についても整理してございます。これは一例でございますが、仮に３年間で処理を完了しなければいけないとなった場合に、発災直後にやらなければならないこと、それから３日まで、それから３か月までのそれぞれのフェーズに合わせた形でいつまでに何をやるべきかというようなことも記載してございます。

それから、次のページでございます。

災害廃棄物の種類を、こちらは環境省のサイトのほうから拝借してございますが、コンクリートがらでありますとか木くず、それから金属くず、可燃系混合物、不燃系混合物ということで災害廃棄物の代表的なものについて写真を掲載し、どういうものが出てくるのかというものをイメージをつけていただくというようなことでございます。

概要につきましては、以上でございます。

続きまして、資料5を用いまして、今回の計画の改定のポイントについて御説明をいたします。改定のポイントとして、五つほど挙げさせていただいております。

一つ目は、風水害への対応強化でございます。

近年、特にやはり水害による被害が増加傾向にあるということでございますので、都における災害廃棄物発生量を推定するということが一つ。

それから、風水害における発災前後の対応について、これまでの都内を含む各地の災害廃棄物処理等から得られた教訓や最新の知見等を踏まえて修正していきたいというふうに考えてございます。

二つ目といたしましては、現行計画策定後の都及び区市町村の取組の進捗ということでございます。

この5年間、おかげさまで東京都だけではなく都内区市町村の災害廃棄物処理計画の策定が進んできてございます。そうすると、それらから、どのような課題があるのかということの一つ抽出するとともに、都内の各区市町村の災害廃棄物処理の実効性向上を目指すために改定をしていくということでございます。

三つ目が、令和元年房総半島台風及び東日本台風における広域支援で得られた知見の反映でございます。

令和元年房総半島台風及び東日本台風におきましては、千葉県内及び茨城県内の自治体へ職員を派遣いたしました。それから、区市町村からも処理に協力をいただいております。それから、令和元年東日本台風におきましては宮城県内の自治体の災害廃棄物を都内で受け入れて、処理を行ったということもございます。これらの経験を踏まえまして、各主体の役割分担の整理及び連携の強化を行いたいというふうに考えてございます。

四つ目でございます。震災時の被害想定の見直しへの対応でございます。

今年度、首都直下地震等における東京の被害想定。これの見直しが行われました。都内全体での要処理量及び処理可能量、これらの比較を行いまして、必要に応じて記載を見直すというふうに考えてございます。

5番目といたしまして、近年の災害廃棄物処理に関する国の動向への対応でございます。

国のほうにおきましては、「災害廃棄物対策指針」でありますとか、「マニュアル」でありますとか、「行動計画」でありますとか、いろいろと体制の整備、計画等は行われておりまして、それらは適宜見直しが行われております。この5年間にも見直し、それらの内容を東京都の計画にも反映する必要があるということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

東京都の現行の災害廃棄物処理計画の概要の御説明と、それから今後の東京都災害廃棄物処理計画改定のポイントについて御説明をいただきました。

ただいまの御説明に対して、何か御質問等はございますでしょうか。御質問がありましたら、手を挙げていただくか、お願いしたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

(なし)

○森本会長 はい、ありがとうございます。

それでは、議事の（４）に参りたいと思います。

災害廃棄物処理計画部会の設置でございます。

このたび、いただきました諮問につきましては、専門的な視点から課題の整理と議論を行っていく必要があるかと考えております。よって、総会の下に災害廃棄物処理計画部会を設置して部会の審議結果を総会に報告いただいて、審議会としての計画をまとめていくと、こういう流れにさせていただければというふうに考えてございます。

運営要綱第7第1項によりますと、部会は会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織するとございます。

私から指名させていただいて次の方々に部会の委員になっていただければというふうに考えてございます。

資料6に構成案をお示ししておりますけれども、岡山委員、それから高田委員、多島委員、宮脇委員、そして森委員の5名にお願いしたいと思っております。

また、部会長につきましては、運営要綱第7第3項によりますと、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名するとございます。恐縮でございますが、宮脇委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○森本会長 それでは、部会の委員の皆さん、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

続きまして、議事の（５）資源循環・廃棄物処理計画に基づく主な施策の進捗状況につきまして、事務局から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料7を御覧いただければと思います。

主な施策の実施状況ということでございます。

こちらにつきましては、昨年9月に策定をいたしました東京都資源循環・廃棄物処理計画、その中で幾つか分野ごとに施策をまとめさせていただいておりますので、その分野ごとに、今、東京都が取り組んでいる施策について簡単にまとめたものでございます。

まず、一つ目、資源ロスの更なる削減でございます。

ここでは、プラスチックの資源循環、それから食品ロスの削減について簡単にまとめさせていただいております。

まず、プラスチックの資源循環のほうでございます。

主な取組として、令和元年12月に「プラスチック削減プログラム」を策定いたしました。2050年CO₂排出実質ゼロに向けて、プラスチックの使い捨てを見直すといったようなこと、それからリユースを基調とした社会への変革を目指すために、今後の施策の方向性を提示してございます。

それから、2R、いわゆるリデュース・リユースですが、これらのビジネスの主流化でありますとか水平リサイクルの実装を進めると、そのために、CO₂排出実質ゼロの「カーボン・クローズド・サイクル」を実現するといったようなことを掲げてございます。

これらを目指すためにいろいろと先進企業による新たなビジネスモデルの構築などを支援しているということでございます。これらにつきましては、後ほど少し詳しく御説明いたします。

実施状況のところでございますが、プラスチック排出傾向ということでございます。

これは、あくまでも23区内から排出されるプラスチック排出量ということでございます。可燃ごみと不燃ごみと分けて棒グラフでお示しをしております。若干凸凹があるにいたしましても、可燃ごみの中のプラスチックが少し増える傾向にあるのかなというふうに見てとれます。

それから、食品ロスの削減でございます。

主な取組のところに掲げさせていただいております、東京都におきましては各業界団体等から成る東京都食品ロス削減パートナーシップ会議を設置してございます。このパートナーシップ会議における議論、それから国の基本方針、これらを踏まえまして令和3年3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定してございます。

この計画に基づきまして、様々な取組を進めているわけでございますが、その例として、都のほうでマッチングシステムを構築しまして、防災備蓄食品等をフードバンク等に寄贈するような取組なども行ってございます。実施状況のところを御覧いただきますと、都内の発生量の状況を少しまとめさせていただいております。

円グラフを御覧いただきますと、食品廃棄物と食品ロス量、これをどういうところから出てきているかというのをまとめさせていただいております。外側の食品廃棄物を御覧いただきますと、緑色の家庭から出てくるものが半分以上を占めているということが見てとれます。食品ロス量になりますと、内側でございますが、黄色の部分でございます。外食産業から出てくるものが多いというようなことでこの外食産業というものが一つ、東京における特徴と言えるのかもしれない。

次のページを御覧いただきますと、2として、廃棄物の循環利用の更なる促進でございます。

一つ目、事業者による循環利用促進のところでございます。

主な取組といたしましては、首都圏の廃棄物問題の解決を図るといったようなこと。それから、循環社会への変革を推進することを目的といたしまして、国の都市再生プロジェクトの一環として、東京都の臨海部において廃棄物処理・リサイクル施設を整備してございます。

具体的には、実施状況の図を御覧いただきますと、ちょっと小さいのですが、ここに10社、13施設を掲示してございます。

代表的なものとしたしましては、建設混合廃棄物のリサイクルを行う施設でありますとか、食品廃棄物の飼料化でありますとか、リサイクルを行う施設でありますとか、情報機器をリサイクル施設、これらを誘致していますし、国レベルでの課題となっていましたPCBの廃棄物処理施設、これらもこのスーパーエコタウンの中に誘致してございます。

それから、その次の再生品の利用促進でございます。

都内の清掃工場からは大量の焼却灰が排出されるということでございますが、これらの焼却灰をセメント原料としてリサイクルを実施してございます。ここに絵としてエコタローのマークを掲げさせていただいております。特に多摩地域におきましては、多摩地域のうちの25市1町から排出される焼却灰を減量化するためにエコセメントを製造しておりまして、このエコセメントから造るエコ製品を土木建築資材として公共工事等で利用するというようなことに取り組んでございます。

その下は、23区から排出される焼却灰の資源化でございますが、年を追うごとに原料化が多くなっていることも見てとれるかと思えます。

それから、環境に配慮した製品の選択でございますが、東京都も一大消費者でございますので、都が調達する物品でありますとか、これらにつきまして環境の配慮を推進するというところでございますので、東京都グリーン購入ガイドを策定しております。この中で環境配慮の基準を強化するなど取組を行っているところでございます。

次のページを御覧いただきますと、3として、廃棄物処理システムの強化でございます。

主な取組のところにも掲げてございますが、今後、超高齢化社会が一層進むということでございますので、高齢者のごみ出しサポートでありますとか違法な遺品整理対策、こういうことが必要になってくるというふうに考えてございます。それから、新たな資源循環施策に向けていろいろと取り組んでいるということでございまして、その中の一つといたしましては、ICT等の最新技術を活用した形で業務プロセスを効率化することにも取り組んでございます。

実施状況のところでございますが、地域環境力活性化事業、これは東京都が区市町村に対して区市町村が取り組んでいる、いわゆる廃棄物処理、リサイクルに関わる事業に対しまして、財政的に支援を行うといったようなことを行っておりますが、その中で水銀含有廃棄物や在宅医療廃棄物の適正処理、それから小型電子機器のリサイクルに対しても促進をしていただくべく支援を行っておりますし、今、申し上げたような超高齢化社会に伴う課題となり得るであろう、ふれあい収集でありますとか、紙おむつのリサイクル、こういったものにもメニュー化をして財政支援をしているというところでございます。

この下の表につきましては、それぞれのメニューごとにどれぐらいの区市町村の皆さんが利用しているかという件数の推移をお示ししているものでございます。全体としては、再資源化・適正処理推進のためのメニュー、この中には、水銀処理でありますとか、小電、それから在宅医療、排出サポートなどが含まれているものでございますが、これが多いのと、昨今では、やはり食品ロス・リサイクル対策への利用が増えているということが見てとれるというふうに思います。

それから、その下の廃棄物処理システムの強靱化及び高度化でございます。先ほども少し触れましたが、昨今やはりICTでありますとか、AI、これらの最新技術の活用による処理プロセス、リサイクルの省人化でありますとか、効率化、高度化に向けた取組を行っていく必要があるというふうに認識できます。

それから、昨今、社会的な問題になっております、リチウムイオン電池対策、これらを検討するというところも行ってございます。

それから、処理期限が間近に迫っておりますPCB廃棄物、これも実施をしているというところでございます。実施状況につきましては、ざっくりとどのようなことをやっているかというものを書かせていただいております。

次のページを御覧いただきますと、健全で信頼される静脈ビジネスの発展でございます。

一番最初に申し上げたプラスチック対策でありますとか、食品ロス対策、これをもう

少し具体的にお示ししてございます。新たなビジネスの創出として、プラスチック対策につきましては、2Rビジネスの主流化でありますとか水平リサイクルの実装を進めるということで、これもちょっと最近にはなりますが、「カーボン・クローズド・サイクル」を実現するべく取り組んでいるということでございますし、食品ロス削減対策につきましても、ICT等を活用した高精度な需要予測の利用促進のほか、高度な包装・冷凍技術による食品のロングライフ化など、新たなビジネスモデルの構築を支援しているということでございます。

もう少し具体的なものとしては、実施状況のところにお示しをしております。

一つ目の四角では、新たなビジネスモデル構築支援事業ということで、日用品の、これは日用品というのはシャンプーボトルでありますとか、洗剤でありますとか、そういったような日用品でもいろいろなボトルが使われているということでございますので、これらのボトルや詰め替えパウチなどを水平リサイクルに持っていかうというようなこと。

それから、商業施設から発生するきれいなプラというのはいろいろとございますので、これらの効率的に回収してリサイクルをするということで実証したり、コーヒーショップにおけるテイクアウト用リユース容器のシェアリングサービスを実証したりというようなことに取り組んでございます。

これは参考資料7のほうにも少し御紹介をいたしておりますので、そちらも御参考いただければと思います。

それから、食品ロスに関しましては、一つ目の四角でございます、フードテックを活用したアップサイクル促進事業ということでございまして、例えば、中小ベーカリーの総菜パンでありますとか、菓子パン、これらを特殊冷凍することで保存期限を延長するということで販売時のロスを削減したり、例えば、廃棄間近のパンでありますとか、災害備蓄品等からクラフトビールを造るといったようなアップサイクルをするというような取組なども進めてございます。

フードロスにつきましては、参考資料の8に少し紹介をしておりますので、こちらも御覧いただければというふうに思います。

それから、次に、環境対策と経済の両立ということでございます。

東京都環境公社におきましては、東京サーキュラーエコノミー推進センターを設置しております。この推進センターと連携をいたしまして、持続可能な資源利用についての情報発信でありますとか、資源循環に係る取組を支援してございます。

もう少し具体的に申し上げますと、その実施状況のところでございますが、都民や事業者等からの資源循環利用に係る相談、これをワンストップで受け付けるといったようなこと、それから特に廃棄物処理法の法適合性に対する助言でありますとか、場合によってはそのコーディネートなどを行うということを支援していくというふうなことでございますし、消費者の行動変容を促すための普及啓発などもいろいろと取り組んでいるというところでございます。

それから次のページを御覧いただきますと、社会的課題への的確な対応ということでございます。ここでは、コロナ対策と災害廃棄物対策ということで二つ書かせていただいています。

まず、新型コロナウイルス感染症等への対応ということでございます。

コロナ対策に当たっては、当初やはり国内でもいろいろと混乱が見られたということもあります。業界団体と連携して国が策定したガイドラインでありますとか、マニュアル、これらを講習会とか、研修会等で周知をいたしたり、特に第1波の頃には消毒液でありますとかマスク、これらの保護具が不足をいたしまして手に入らないといったようなこともございました。ですので、これらを東京都が調達をいたしまして、廃棄物処理業者に支給するなどというような取組を行って処理業者の皆さんの事業継続性を確保するといったようなことをやっております。

それから、宿泊療養施設等には、現在でも東京都のほうで運営をしているわけですが、当然宿泊療養施設からも廃棄物が発生をするということでございます。これらの廃棄物についてはウイルスが付着しているおそれがあるということで、なかなか処理業者の皆さんも不安があるというようなところもございますので、適正に処理する方法などを指導させていただくというようなことも行っております。

それから、災害廃棄物対応でございます。

一つ目は、主な取組でございますが、地域環境力活性化事業と、これは区市町村への財政支援の事業でございますが、災害廃棄物処理計画の策定につきましても財政支援を行っております。それから、区市町村の職員を対象に災害廃棄物対策の情報交換会を開催いたしまして、情報の共有化を図るといったようなこと。それから、課題抽出型の図上訓練等も行っております。

それから、他県で被害が起きたというような場合には、被災地に職員を派遣すると。

それから、災害廃棄物排出量の推計でありますとか、処理実行計画などを支援したり、場合によっては他県の災害廃棄物を都内に搬入をいたしまして都内の清掃工場での処理をするというようなことも行っております。

細かいデータ等につきましては、実施状況のところを書いてございます。実施状況の上半分につきましては、令和元年の台風15号、19号におきましても都内でも被害が起きました。これらの対応にも当たったということでございますし、広域処理の支援といたしましては、宮城県の大崎市から廃棄物を受け入れて都内で処理をしたというようなこともございます。

それから、人の派遣につきましては、四つ目の四角でございます、被災地災害廃棄物処理支援というところでございますが、平成30年の西日本豪雨災害、それから令和元年、台風15号、それから19号、これらにおいて都の職員、それから区市町村などにも協力をいただきまして、職員を派遣をするというようなことにも取り組んでいったところでございます。

資料7につきましては、以上でございます。

細かいところは今回のメインテーマではございませんので、本資料のところには入れてございませんが、参考資料の7、8、9辺りに少しデータ等もお示しをしておりますので、適宜御覧いただければと思います。

それから今現在、私どものほうで取り組んでいるレアメタルの緊急回収事業ということで少し取組を御紹介させていただきたいと思っております。

申し訳ありません。ユーチューブからうまく映らないようですので、ここはまた後で、

もし流せるようだったら流すということにさせていただければと思います。

○森本会長 御説明ありがとうございました。

私も非常に興味深くて今までの……

あ、動き出しましたね。

(動画視聴)

○事務局 申し訳ありません。音声は入らないみたいですので、ちょっと画だけ御紹介をいたしました。

○森本会長 ありがとうございます。

また、ユーチューブですので、またアクセスしていただければ見られるんじゃないかなというふうに思います。非常に興味深い取組がたくさんあったと思います。まだ、時間ございますので、議事はこれで終わるものですから全般にわたって御質問いただければというふうに思います。ぜひ、この機会ですので、興味あることについて御質問いただければというふうに思います。

○岡山委員 岡山です。よろしいでしょうか。

○森本会長 はい、よろしく願いいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。

塚田さん、丁寧な御説明ありがとうございました。3点ほど教えていただきたい。あるいは意見させていただきたいと思っております。

2の廃棄物の循環利用のところで東京エコタウンのこととかありました。すみません、災害廃棄物のほうじゃないんですけれども、ここのところと言いますと、例えば循環利用を進める上でも食品ロスのところでもありましたが、なかなか食品ロス、あるいは食品廃棄物のリサイクルが進んでいないといった事態もあります。

一方では、そうは言いながらも随分進んでいるんですけれども、こちらの施設さん、例えば国の廃棄物を扱っている企業さんは幾つかありますけれども、入ってくる材料がほとんどが都においては多摩地区のものであって、23区のものが入ってこないという事情があります。その理由は何かといえば、事業系一般廃棄物の処理手数料においては23区の中の手数料が非常に安いということがあって多摩地区のものが距離が長くてもそちらのものが入ってきて距離が近い区部のものが入ってこないということになっています。このようなことは少し是正していったほうがいいのかと思いますので、一般廃棄物の都ではなくて一組さんの話ではあるんですけれども、手数料等の少し見直しといったものを進めて循環利用を進めていくような後押しをしていただけたらいいなというふうに思っております。これが1点です。

それから、同じく皆さん、背景で今背負っていらっしゃるH T Tということで今週、議会でもこれは条例が通りましたので、本決まりで東京都は我々全員含めて、これからカーボンゼロに向かって進んでいくわけですけれども、その中で新築物件の部材についてのセメントについても低炭素化を図るということで、いわゆるエコセメントであるとか、そういったものが今後多く使用されていくことになろうかと思います。こちらについても、例えば多摩地区の市町村においてはほとんど全て今、一般廃棄物の焼却灰についてはセメント材料として使われておるんですけれども、それがどちらかありましたよね、なかなか区部のものについてはセメント原材料としてのリサイクルが進んでい

ないという事態というのも現状としてあろうかと思えます。こちらについても、今後進めていっていただきたいなというふうに思っています。同じくH T Tに絡むところでは太陽光パネルのごみもこれも少し10年先ぐらいになってくると思いますが、大量に出てくることも考えられますので、そちらのほうも処理を万全に整えておくといったことも用意していただけたらと思えます。すみません、4点目になってしまいましたね。

最後なんですが、話が戻ってしまいますが、先ほどのここもそうですね、食品廃棄物については、業者においては結構やっぱり発生抑制も含まれていたり、あるいはリサイクルが進んできていることで、今後取り合いになるのではないかとといったような事態も想定されております。やはりサーキュラーエコノミーというのは、そうはいっても、もうかる業種ということではなくて、一義的には廃棄物の適正処理をきちんとやるのが重要だと思っております。そのためにもやっぱりそういう事業者さんたちがきちんと取り合ってお互いに潰し合うということではなくて、むしろ全体が調整をしながらというんですかね、バランスを取ってきちんと処理を進めていくような事業体になっていただきたいなと思っているんですが、そのために業界の調整であるとか、そういったチームをぜひ都にさせていただけたらなと思えます。廃棄物事業者さん自身の中でそういうことをするのは大変難しいので、都として御支援いただけたらと考えております。

以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

では、事務局からコメントありましたらお願いいたします。

○堀計画課長 いろいろと御意見いただきましてありがとうございます。

4点御意見いただきましたので、順にお答えさせていただければと思えます。

まず、1点目の食品ロスのリサイクルが進んでいない要因として区の手数料が安いという御指摘をいただいております。私どもも同じような認識は持っております、その手数料というのはどうしていくのかなというのは課題だというふうには思っております。先生も先ほどおっしゃったように、区のものなので我々がどこまで言えるかというのも実際あるところでもございまして、ちょっと今後も区とも意見交換をしながら取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

続いて、焼却灰のセメント化のところでもございますけれども、今、多摩地域においては焼却灰は全量セメントになっているということで埋立処分量が実質ゼロというふうになっているところでございます。区部についても、今、清掃一組のほうでエコセメントではないんですけれども、セメントにどんどんしていこうという動きが出ておりますので、ここは都としても清掃一組とも調整をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

続いて、太陽光パネルのごみをどうしていくかというところでございまして、都におきましては、2018年から学識経験者等との会議体を立ち上げまして、なるべく単に廃棄されないような取組を進めていくということで進めておりまして、また今年度に入って関係の業界団体から成る協議会を立ち上げまして、そこでも廃棄ではなく、なるべくリサイクルに回るようにということで皆さんとも意見を交換しながら進めているところでございます。特に都においては、都においてはどうか、パネルについてはまだまだ家庭系のものが少ない。廃棄に回っている量が少ないということもございまして、

特に廃棄のものが既に稼働している事業用のパネルのリサイクルルートに乗っかるようにうまく調整を進めていけたらいいなというふうに考えているところでございます。

最後に、食品ロスの業界のバランスを調整をしたりですとかというお話でございませけれども、こちらについては食品ロス削減パートナーシップ会議というものがございまして、業界の皆さんと一緒に意見交換等を進めているところでございます。こちらを引き続き、民間の皆さんと意見を調整しながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤でございます。今日いろいろと御紹介ありがとうございます。

それで、私は最近、循環型社会という中でのリユースとリサイクルの境界線が非常に分かりにくくなっていると思います。廃棄物委員会という、どうしても一回廃棄物になったものをどうするかという話になるわけですが、例えば不要食品の寄附などは廃棄物処理法の規制対象ではないと思います。不要なものでも、そのまま有効利用できる製品はかなりあると思います。

EUの拡大生産責任は最近、リユース、リサイクルだけではなく、修理・長寿命化を重視しています。例えば、製品を解体してその部品をもう一回製品に利用する、修理に使うなどです。これは民間の雇用も促進し、修理・再販売という市場も促進し、なおかつ天然資源の使用量を大幅に下げることが出来ます。今回のプラスチック資源循環法でも、設計指針において部品の分解方法とか部品の再利用が取り入れられています。

廃棄物処理法は、適正処理を重視するため、事業者の自主的取組によって不要物を有用物に変えるという委託契約やマニフェスト運用が難しくなっているように思います。不要物の無償譲渡、有効利用について古物営業法の適用範囲か、廃棄物処理法の適用範囲かという点も、あまり整理されていないと思います。

修理をする権利というのはアメリカでもヨーロッパでも重要となっています。日本でも、製品廃棄物の有効利用の取組みは今後の課題ではないでしょうか。

○森本会長 ありがとうございます。

とても大きなテーマですけど、ぜひコメントをお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 佐藤先生、ありがとうございます。専門課長古澤でございます。私のほうから少しコメントをさせていただければというふうに思います。

サーキュラーエコノミーという言葉が広まる中で、まさに先生の御指摘のように、リペア、あるいはリユース、こういったところがこれからの動きの非常に中心的な部分なのかなというふうに考えております。私どものほうでも、例えば東京2020大会のときにどこまでいろんなものがリユースできるかみたいなところを調査したりというような取組を進めてまいりましたが、なかなか正直リペアについては国内で、例えば修理ができる人材が足りないとか、そういった労働力そのものが減ってきてしまっているというような状況を伺ったこともございます。

ただ、おっしゃるとおり大変重要な課題だと考えております。私どものほうで、まずは、現時点ではプラスチック削減のための様々な、特に容器包装関係のリユース化とい

うことで推進をしております、こちらについては、廃棄物処理法との関係でいきますと、まず廃棄物にはしない形で別ルートで回していくというところで考えておりますが、こちらについてもまだまだ社会インフラの整備等が必要というふうに考えております。

今後、国での議論もさらに進んでいくというふうに思っておりますので、都からも積極的に発信をしてまいりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○森本会長 どうもありがとうございました。

佐藤委員、よろしゅうございますか。まだ、手が挙がっているみたいですけど。

○佐藤委員 いえ、大丈夫です。すみません。ありがとうございました。

○森本会長 恐縮です。

じゃあ、鈴木隆博委員、お願いいたします。

○鈴木（隆）委員 ありがとうございます。チェーンストア協会として御意見というか感想を少し発言させていただきます。

一つは、災害処理計画というところで我々みたいな業界は当然店舗で商品が散乱したり建物が崩壊したりと非常に大きな打撃を受けていて、まずはその時点で、求められることでいうと、早期の営業再開、お客様に物を届けるといったところを、やはりライフラインの確保を進めていかなければいけないというふうに考えています。次に、その中で出てきたごみをどうするかと、そういう優先順位にどうしてもなるというところで、なかなかこの廃棄物の処理について、最初から分別して出すとか、そういったことが丁寧であればいいんですけど、もうその辺に取りあえずよけて、まずは店頭でレジを手入力してお客さまに商品を提供していく。なので、どこまで効率的な後処理につながるようなことができるかといったところは、なかなか現実的にはちょっと難しい部分も多く、できるところまでという話なのかなというふうには思っています。

その中でそういった、取りあえず置いたごみを、これはこの間も少し申し上げたんですけど、どうやって本当に誰が収集運搬するんですかと言ったときに、先ほど域外との連携というところは非常にすばらしいなと思っております、首都直下というところと相当広範なエリアに被害が出てくるという中で、そういう中で国全体として動いていくような連携のスキームというものも想定していく必要があるんだろうなというふうには思っております。

二つ目は、先ほど最後の資源循環といったところの文脈の中で、いろんな新しい技術であったりスタートアップの方が今たくさん出てこようとしていて、我々の業界もそういったところの情報に、非常にアンテナを張って先進的なことを進めていきたいなと思っている一方で、スケールするには時間がかかるというところ、消費者に対してうまく理解促進が進んでいないというところ、あともう一つはこれは我々業界のほうもそうなんですけれども、その技術とか取組が本当に環境的な視点に立ったときに、本当に環境負荷を下げているのかどうか。サイエンス的にこれは正しいのかどうかというところですね。やはりお示しするのにそのスケールの部分と一緒にリンクしている問題ではあると思うんですけど、これは本当にこの技術は正しいのかというような情報が結構出てくるべきかと。こういったところをうまく自治体なり行政なりがきちんとしたエビデンスと一緒に出してくれるようなことになると、非常にありがたいなというふうに考えております。

以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

それでは、よろしく申し上げます。

○堀計画課長 まず、1点目でございますけれども、チェーンストア様の今の状況、被災後の状況等を教えていただきましてありがとうございます。先ほど御意見の中で広範に取り組む必要があるというふうなお話もございまして、私ども環境省のほうで立ち上げている、関東地方ブロック会議のほうにも加盟しておりまして、ここには例えばでいうと、新潟県とか、割と関東に限らずちょっと離れたところの自治体も入ってまして、そちらとも意見を交換しながら進めているところでございまして、ちょっとこういった場を活用しながらなるべく広範囲に連携を取れる体制をつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○古澤資源循環推進専門課長 2点目の質問については、古澤のほうからコメントさせていただければと思います。

まず、新しいビジネスモデルが次々出てくる中でこういったところについて消費者の皆さんの意識の変容といいますか、情報発信をどうやっていくかということにつきましては、私どものほうもいろいろ連携をしています企業の皆さん、スタートアップの企業の皆さん、あるいは一緒に参加いただいている大手企業の皆さんと一緒に様々な形で情報発信に取り組んでいるというところでございます。

今後、こういった企業の皆さんと連携をした情報発信強化をして消費者の普段の日常の中にこういった新しいビジネスモデルが定着していくように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

併せまして、じゃあ、本当に環境負荷が下がっているのかどうかというところで様々な情報が出ているというのが現状かなというふうに思っております。特にLCAが取り上げられることが多いんですが、LCAは一つのツールというふうには思いますけれども、最終的に2030年カーボンハーフに資するのか。2050年CO₂実質ゼロに資する方向を向いているのかというところを基本に考えて各企業さんと連携をしているというところでございます。この辺りも分かりやすい形で情報発信をしていく必要があるなと感じております。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでございますか。

それじゃあ、私からも一つだけ。災害の関係で先ほど御説明いただいた最後の資料、主な施策の実施状況の一番最後で、東京都から職員を派遣されたりしているのは大変すばらしいことだと思います。

一つお聞きしたいのは、この宮城県の大崎市から災害廃棄物を受け入れられたその経緯とそれの実際のやり方で多分御経験があるんだと思うので、その辺ちょっと教えていただければ大変ありがたいなというふうに思います。

○荒井資源循環計画担当課長 資源循環計画担当課長の荒井でございます。私のほうから大崎の広域処理について説明させていただきます。

まず、大崎のほうで時期的にちょうど秋の収穫時期ということで実は稲わらのほうが

収穫を終わった後、田んぼのところに結構積まれておりまして、それが水害によって土砂とかごみ混じりになったというところがございます。そういったところですのでごく大量の稲わらの可燃系廃棄物が発生したところです。それを受けて環境省のほうから、まずは東京都のほうにそういった処理ができないかという依頼がございまして、東京都としては、実際施設を持っているのは区市町村の施設がございまして、そちらのほうと調整を図って都としてこれを受入可能かどうかということ自治体と連携して進めていったところがございます。一定量であれば受入可能ということで実際に宮城県大崎市から各自自治体の清掃工場での処理を進めたところがございます。そういった経緯と実績でございます。

以上です。

- 森本会長 一言で言うと、水で濡れた非常に腐りやすいというか、というものを早期に処理ということで受け入れていただいたということですね。ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

それでは、後藤委員、よろしくお願いたします。

- 後藤委員 東京商工会議所の後藤でございます。よろしくお願いたします。

主な施策のところでは食品ロスの発生削減についてコメントさせていただきます。食品ロス発生量は減少傾向にあるとのこと。東京商工会議所としても、引き続き事業者への声かけを行っていきたく思っております。東京都さんでもマッチングシステムを構築されていますが、東京商工会議所でも株式会社クラダシ様と連携協定を結びまして、会員企業に対して、例えば賞味期限の切迫した商品だったり、季節商品だったり、パッケージに汚れのあるもの、傷のある商品、通常のルートではもう販売できなくなったような商品、この販売先としてこのクラダシさんを紹介して食品ロス削減に協力しております。このように会員事業者と連携した取組を今後も展開していきたく思っております。引き続き、御支援のほど、よろしくお願いたします。

- 森本会長 ありがとうございます。

東京都側からコメントありましたらお願いたします。

- 荒井資源循環計画担当課長 資源循環計画担当課長の荒井でございます。

食品ロスのマッチングシステムで有効活用を図られているということはすばらしい取組だと思います。また、こういった取組も食品ロス削減パートナーシップ会議の中で情報共有いたしまして、またいろんな業界さん、消費者団体さん、あとNPO法人の民間団体さんと一緒になって情報共有を図り、より一層そういった取組を進めるように進めていきたく思っております。

以上でございます。

- 森本会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

(なし)

- 森本会長 よろしければ、以上で本日の議事は全て終了となりますけれども、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いたします。

- 事務局 それでは、資料の8を御覧いただければと思います。

今後のスケジュールの予定でございます。

本日12月16日、廃棄物審議会の総会を開催いたしているところでございます。今後、部会等で専門的な見地からの議論を進めていただくということを考えてございまして、一応5月中旬ぐらいには中間取りまとめをお願いできればというふうに考えております。中間のまとめをこの総会で御承認いただければ、すぐにパブコメ、それから区市町村への意見聴取を行ってまいりたいと考えてございます。

パブコメ、それから区市町村への意見聴取において様々な御意見をいただくということになると思いますので、それらをまた持ち帰りまして部会等で審議をいたしまして、9月上旬には最終取りまとめということで答申をいただければと考えてございます。

以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

ただいまのスケジュールに関しまして何か御質問等ございますでしょうか。

(なし)

○森本会長 はい。それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了したいというふうに思います。進行役を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。

○堀計画課長 事務局でございます。本日はお忙しいながら、長時間にわたって様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

これもちまして、本日の東京都廃棄物審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(午前 11時30分 閉会)